

第37号議案

固定資産評価員の選任につき市議会の同意を求めることについて

本市の固定資産評価員に、次の者を選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により、市議会の同意を求める。

令和5年6月9日提出

芦屋市長 高 島 峻 輔

記

住 所

氏 名 御手洗 裕己

提案理由

佐藤 徳治評価員が、令和5年6月9日付けをもって辞職するため、次期評価員を選任しようとするもの。

## 参 照

### 地方税法抜粋

(固定資産評価員の設置)

第404条 市町村長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、且つ、市町村長が行う価格の決定を補助するため、市町村に、固定資産評価員を設置する。

2 固定資産評価員は、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから、市町村長が、当該市町村の議会の同意を得て、選任する。

(第3項及び第4項省略)